

春日市都心エリア建替え等促進補助金



かすが都心エリアの未来

官民協働のまちづくりにより、西鉄春日原駅周辺において魅力ある駅前空間の形成と生活に豊かさを与える都市機能の集積を推進し、多様な世帯が居心地よく暮らしやすいまちなみの形成を目指します。



多様なライフスタイルを
支えるまち

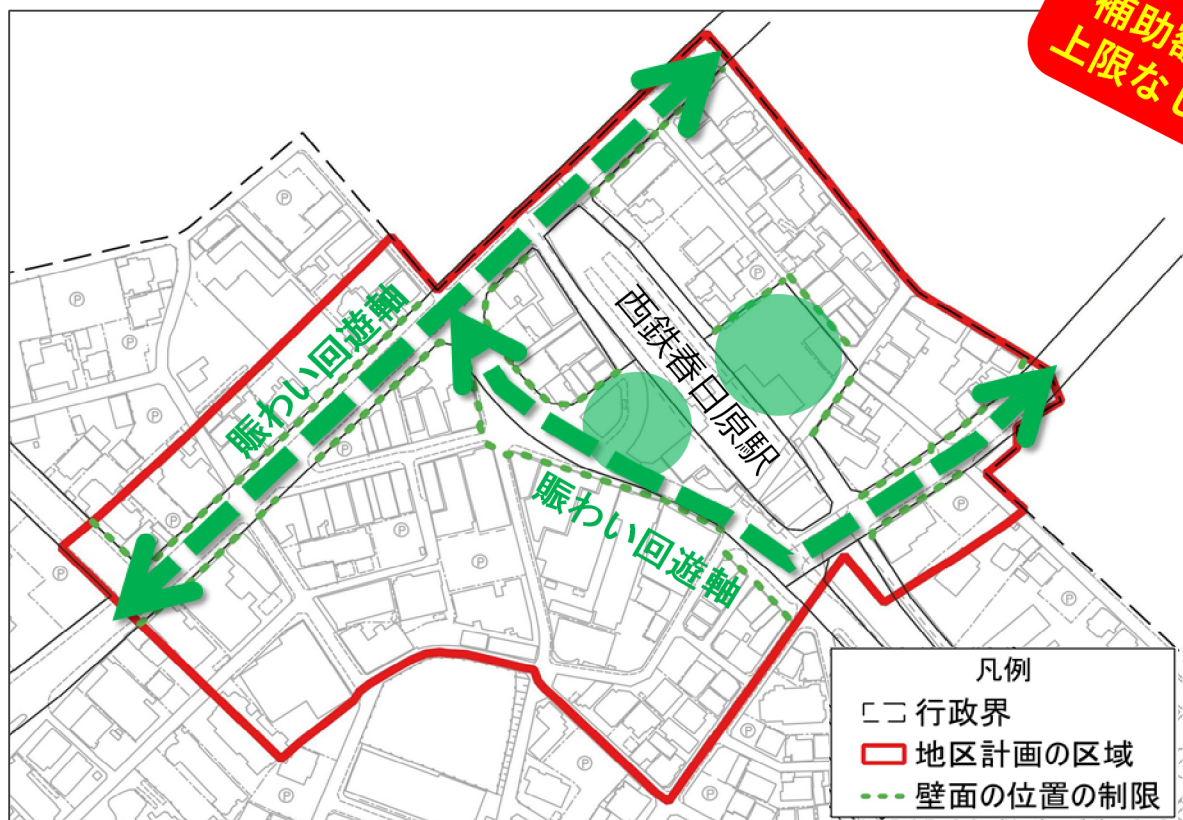
誰もが歩きたくなる
居心地の良い駅周辺

将来にわたって
選ばれ続けるまち



敷地統合や建替えを促進する財政支援

西鉄春日原駅周辺地区地区計画の区域内で、地区計画を活用して容積率の緩和を受けて敷地統合や建替え等を行う事業を実施する場合、事業を行う土地に係る固定資産税・都市計画税相当額を**最大36ヶ月分補助**します。対象となる区域は下記のとおりです。





財政支援の概要

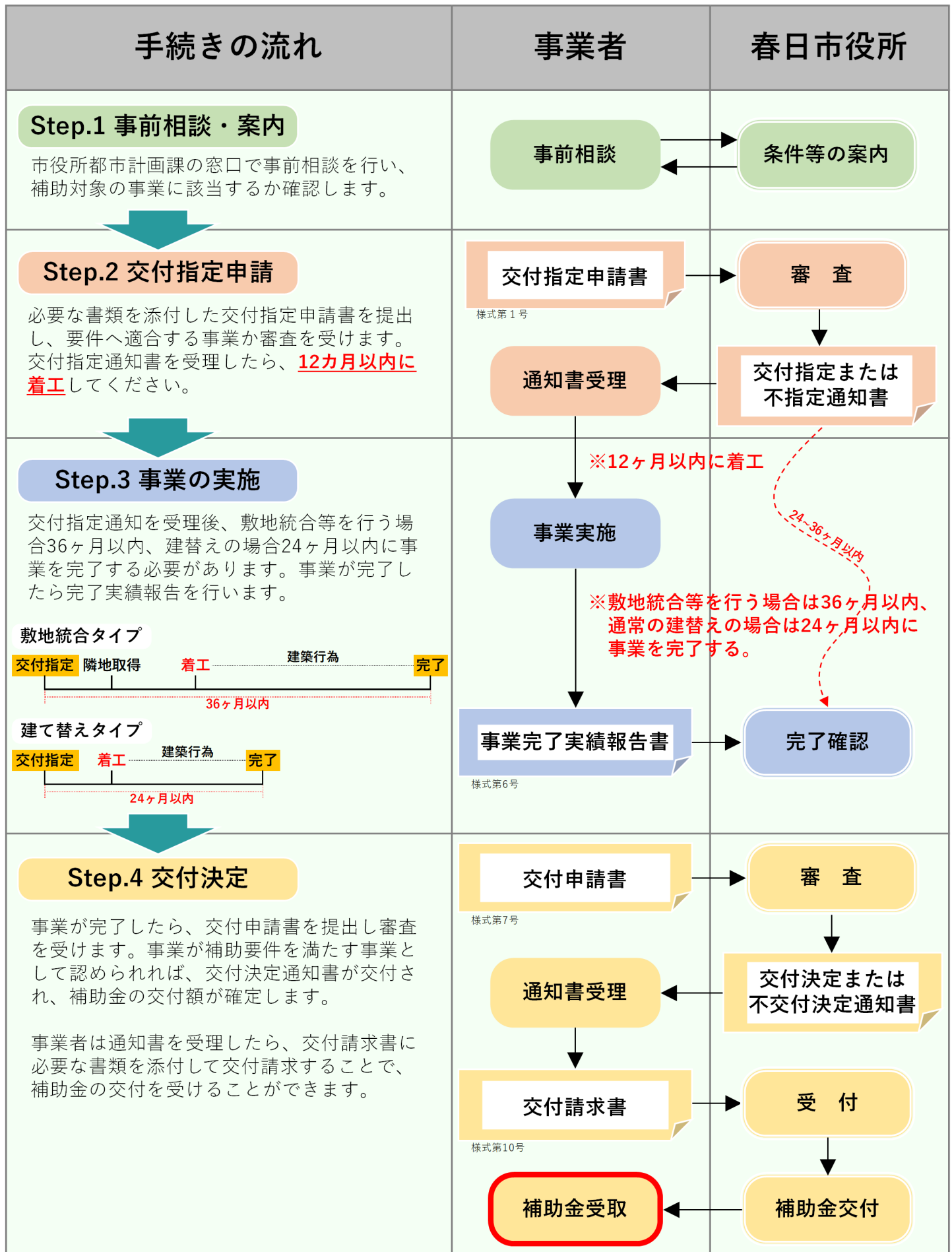
地区計画を活用して行う事業で以下の要件に該当する事業は、申請により認められた場合、事業用地の固定資産税・都市計画税相当額の財政支援を受けることができます。

	(ケース1) 敷地統合タイプ	(ケース2) 建替えタイプ	(ケース3) 面整備タイプ
共通要件	西鉄春日原駅周辺地区地区計画の計画区域内で、地区計画の届出により容積率の緩和を受けて建築行為を行う事業 ※地区計画の届出前に事前相談や交付指定申請を行うことができます。		
個別要件	あらかじめ所有する土地でその面積が300㎡未満の土地に隣接する土地を取得し、面積の合算が300㎡以上となる敷地として一体化して建替え等を行う事業で申請後36ヶ月以内に完了する事業	あらかじめ所有する土地で面積が300㎡以上の敷地で建替え等を行う事業で申請後24ヶ月以内に完了する事業	都市計画法第12条に掲げる市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業等）を施行し、300㎡以上の敷地で建替え等を行う事業で申請後36ヶ月以内に完了する事業
補助内容	対象事業を行う土地に係る固定資産税・都市計画税に相当する額（ 最大36ヶ月分 ）	対象事業を行う土地に係る固定資産税・都市計画税に相当する額（ 最大24ヶ月分 ）	対象事業を行う土地に係る固定資産税・都市計画税に相当する額（ 最大36ヶ月分 ）
補助金算定イメージ	敷地面積：400㎡ 年税額：950,000円 事業期間：30ヶ月 補助額： 2,370,000円 (算定式) $950,000 \div 12 \div 79,000$ $79,000 \times 30 = 2,370,000$	敷地面積：350㎡ 年税額：900,000円 事業期間：20ヶ月 補助額： 1,500,000円 (算定式) $900,000 \div 12 \div 75,000$ $75,000 \times 20 = 1,500,000$	敷地面積：500㎡ 年税額：1,200,000円 事業期間：35ヶ月 補助額： 3,500,000円 (算定式) $1,200,000 \div 12 \div 100,000$ $100,000 \times 35 = 3,500,000$
	新たに取得する土地 200㎡ 予め所有する土地 200㎡	予め所有する土地 350㎡	市街地再開発事業を行った土地



補助金申請の流れ

補助金交付を受けるために必要となる手続きや事業実施の流れは下記のとおりです。各手続きで必要となる書類の様式は「春日市都心エリア建替え等促進補助金交付要綱」に定めています。



かすが都心エリア建替え促進プロジェクト



お問い合わせ先

春日市都市整備部都市計画課 計画担当（春日市役所 3 階）

☎ 092-584-1111

✉ tosi@city.kasuga.fukuoka.jp



みんなで春をつくろう

春日市